

都区協議会における区長会会長発言要旨(令和5年9月6日)

令和4年度の都区財政調整協議は、円安の進行などによる物価の高騰、ウクライナ情勢の長期化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境が不透明感を増す中での協議となった。

今回は、都区間の財源配分のあり方について議論し、配分割合の変更を議論する、非常に重要な協議であった。

区側は、特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じるものであるため、財調の配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案した。

この度、これ以上、令和4年度の都区財政調整協議の中断を長引かせることは、都区の連携を進展させていくうえで望ましくないという判断のもと、都区間の配分割合に関する事項については、今後も協議を継続し、早期に結論を出すということを前提に区長会として了承する。

次に、特別区相互間の財政調整については、児童相談所関連経費の見直しを始め、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ることができたのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、特別交付金の割合の引下げなどについては、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、令和6年度財調協議に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

今なお続く、物価高騰への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第2号までの協議案を了承する。